

親睦会会則

第1条（目的）

親睦会は社員相互の親睦融和を図るとともに、当社発展のために社員の鋭気を養うことを目的とする。

第2条（委員）

1．親睦会には以下の運営委員を置く。

役員	1名
管理職（部課長）	2名
一般社員	各課より1名

2．前記委員は役員相互、管理職相互、一般社員相互でそれぞれ選抜される。

3．委員の任期は1年間とする。但し、留任は妨げない。

第3条（運営委員会）

1．運営委員会は前条の委員によって構成され、原則として役員を委員長とする。

2．本会の決定は多数決によるものとし、決定のないときは委員長が決定を行う。

3．運営委員会は以下の各号に定める事項を行う。

- 第4条行事の開催のための詳細決定
- 行事实行のためのお世話
- 会費の決定
- その他会運営のための必要事項の決定及び実行

第4条（行事）

1．全社員合同親睦会は原則として毎年1回の開催とし、1泊2日の旅行を実施する。なお、その実施時期は10～11月とする。

2．前号に定める行事の実施に際しては親睦会運営委員会にて旅行の企画を行い、委員会および会社の承認を得て実施するものとする。

第5条（会費）

この会の会費は月1,000円とし、給与より控除する。但し、原則として徴収した会費の返却は行わない。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。